

〈令和3年度国補正予算〉

コロナの影響で売上げが減少している

農業者の皆様へ

「事業復活支援金」のご案内

★対象者

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上げ、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した農業者の皆様が対象となります。

詳しくは裏面および経済産業省ホームページに掲載の  
制度概要資料をご覧ください。

☛ 支援対象に該当し、申請を希望される方は、HP※1からID取得、必要書類を用意の上、十日町農業協同組合 営農生活部 営農企画課 電話025-757-1576にご相談ください。※申し出期限5月26日(木)

★給付額：

・上限額

売上高減少率	個人 事業主	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

・算出式：

$$\text{給付額} = (\text{基準期間※1の売上高}) - (\text{対象月※1の売上高}) \times 5$$

※1 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（基準期間の月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること）

★申請手順：農協組合員の場合、ID取得および必要書類を準備の上、十日町農業協同組合（＝登録確認機関）による、事前確認の後、申請用のWEBページ※1から申請いただけます。まずは表面記載の窓口に申し出てください。

※十日町農協は登録確認機関として必要書類等の事前確認作業のみは行いますが、申請入力や書類作成などの支援は行いません。

※1 通常申請の受付開始時（1月31日の週に開始予定）に、下記事務局HPにて開設予定

★必要書類：確定申告書、通帳（振込先が確認できるページ）、履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）、宣誓・同意書、対象月の売上台帳等 ほか

※1 申請される方の状況により、必要書類は異なります。詳しくは制度概要資料をご覧ください。

★開始時期：1月31日の週 通常申請受付開始予定（特例申請については、2月中旬に受付開始見込）

★ホームページ：事業復活支援金事務局 HP <https://jigyoun-fukkatsu.go.jp>

★国の問合せ先：事業復活支援金事務局 相談窓口【申請者専用】 TEL:0210-789-140

国の相談窓口の受付時間は8時30分～19時00分（土日・祝日を含む全日対応）